

令和5年度第1回 周南市国民健康保険運営協議会 議事録

1. 日時 令和6年1月30日（火） 午後3時00分～午後4時12分

2. 場所 徳山保健センター 健診ホール（1階）

3. 出席委員

会長	難波 利光	（公益代表）				
被保険者代表	倉増 佐和枝	委員	生村 香代子	委員	中村ひとみ	委員
	堀常 宗城	委員	柳谷 悦子	委員		
保険医薬剤師代表	沼 文隆	委員	明石 宗矩	委員		
公益代表	鈴木 孝夫	委員	佐原 昌弘	委員	石田 睦子	委員
	松田 敬子	委員				
被用者保険等保険者代表	加藤 泰大	委員	田畑 貴美	委員	長栄 真理	委員

4. 欠席委員

保険医薬剤師代表	津永 長門	委員	松谷 朗	委員	松原 正治	委員
----------	-------	----	------	----	-------	----

5. 事務局

健康医療部長	末永 和宏					
保険年金課長	白石 能康		保険年金課主幹	岩崎 達也		
給付担当係長	高松 治		賦課担当係長	三戸 晃児		
医療費適正化担当係長	廣森 信恵		医療費適正化担当主査	藤原 恵利		

6. その他の出席者

収納課長	松田 一郎					
健康づくり推進課課長補佐	杉田 弘美		成人保健担当主査	皆田 志津子		

7. 傍聴者

なし

8. 会議に付した事項

報告事項	令和4年度周南市国民健康保険特別会計決算について
報告事項	令和5年度周南市国民健康保険特別会計決算見込みについて
報告事項	第2期山口県国民健康保険運営方針案の概要について
審議事項	令和6年度周南市国民健康保険特別会計当初予算案について
審議事項	周南市国民健康保険第3期データヘルス計画案及び 第4期特定健康診査等実施計画案について

9. 議事の経過

別添のとおり

周南市国民健康保険運営協議会規則第7条の規程により、ここに署名する。

令和 6 年 3 月 21 日

被 保 険 者 代 表

中村ひとみ

令和 6 年 3 月 21 日

被用者保険等保険者代表

長学 真理

議事の経過

◎午後 3時00分 開会

【次第1 開会】

○事務局 定刻となりましたので、ただいまより、「令和5年度第1回周南市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日はインフルエンザ等感染予防対策としてマスクの着用及び換気を行っての開催とさせていただきますと存じます。ご協力をお願いいたします。それでは、お手元に配布いたしております本編資料の1ページの次第に沿って、進めてまいります。

【次第2 委員紹介】

◎委員自己紹介

○事務局 次第2、委員紹介です。

～～ 出席委員による委員自己紹介 ～～

○事務局 本日の出席状況を報告いたします。本日の出席委員は15名で、被保険者代表5名、保険医薬剤師代表2名、公益代表5名、被用者保険等保険者代表3名です。委員定数の過半数を超えておりますので、「周南市国民健康保険運営協議会規則」第3条の規定により、本協議会は成立していることをご報告いたします。

【次第3 保険者あいさつ】

○事務局 次第3、保険者あいさつ。代表して、健康医療部長よりごあいさつ申し上げます。

○健康医療部長 本来であれば市長がごあいさつ申し上げるところですが、あいにく他の公務のため出席が叶いませんので、私の方で、本市国民健康保険保険者を代表してごあいさつ申し上げます。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中「周南市国民健康保険運営協議会」にご出席をいただき、誠にありがとうございます。本協議会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度から令和4年度の3年度に渡り書面での開催となりましたが、今年度は、その感染症が2類から5類へ移行と、それから、行動制限も緩和されたということで、対面での開催ということになりました。まずは、この場をお借りして、これまでの新型コロナウイルス感染症の治療及び予防にご尽力をいただきました保険医、薬剤師代表の皆様並びに感染拡大防止に取り組んでいただきました各代表の皆様に対し、心より厚く御礼申し上げたいと思います。本日は、令和6年度の周南市国民健康保険特別会計予算案、周南市国民健康保険第3期データヘルス計画案及び第4期特定健康診査等実施計画案についてお諮りをいたします。令和6年度予算では、基金を活用して引き続き健康保険の保険料の軽減を図って参りたいと考えております。それから、第3期データヘルス計画につきましても、令和6年度より向こう6年間の計画として定めるものであります。それから、山口県において第2期山口県国民健康保険運営方針案を策定されておりますので、本日はその概要についても併せてご説明をさせていただきますと思っております。何れも、本市の国民健康保険事業運営に関する重要な事項でございます。どうぞ、委員の皆様におかれましては、活発なご議論と、ご審議を賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではありますが、本市国民健康保険保険者のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

【次第4 会長あいさつ】

○事務局 続きまして、次第4会長あいさつ。会長よりごあいさつをお願いいたします。

○会長 周南公立大学福祉情報学部学部長及び学長補佐をさせていただいております。よろしくお願いいたします。私はまだ、来て2年目です。その前は、15年間下関市立大学に勤務しておりました。専門は、財政学、社会保障論、それから、例えば、皆さんに近いまちづくりとか、福祉のまちづくり、観光等も研究しております。来年度より、学生数も2倍教員数も2倍になります。これから、本学といたしましても、皆さんのご協力を賜りながら、学生それから教員共々この町でより発展する何かのきっかけになればなあという風に思っていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。以降につきましては、会長に議事の進行をお願いいたします。

【次第5 議事録署名人の指名】

◎議事録署名人の指名

○会長 はい。よろしくお願いいたします。それでは、次第5、議事録署名人の指名について、本日の協議会において、被保険者代表の中村ひとみさん、よろしくお願いいたします。それから、被用者保険等被保険者代表の長栄真理さんを指名します。よろしくお願いいたします。

【次第6 報告事項】

◎諮問事項、答申書イメージ

○会長 それでは、次第6報告事項に入ります。先ほどの保険者のあいさつのとおり、市長からの諮問事項があります。諮問事項について、及び、今回の会議が初めての委員もおられますので、答申書等のイメージもあわせて、事務局の説明を求めます。

○事務局 よろしくお願いいたします。それでは、諮問事項について、ご説明いたします。本日配布いたしました資料、表題を「令和5年度第1回周南市国民健康保険運営協議会」としてあります冊子の4ページをお願いいたします。この資料を、以降は、本編資料と呼称させていただきますので、ご了承ください。

本日の諮問事項の写しを掲載しております。1番下段に記載がありますように、諮問事項は、「令和6年度周南市国民健康保険特別会計当初予算案について」「周南市国民健康保険第3期データヘルス計画案及び第4期特定健康診査等実施計画案について」でございます。この諮問事項につきましては、当協議会において、ご審議いただき、ご意見をいただきますようお願いするものでございます。

続きまして、本編資料の5ページをお願いいたします。答申の例として、答申書の写しを掲載しております。例で、諮問事項につきまして、異議はないものの、意見も付け加えたいとされた場合に附帯意見を付け加えたものです。附帯意見よりも強い意見を示したい場合は、表題下の本文において、「何々について、これこれすべきと考えます。」などと記載し、さらに意見を付け加えたいときには、附帯意見を示すこととなります。以上でございます。

○会長 諮問内容や答申書のイメージについて説明がありましたが、何か質問はございますでしょうか。これからの、皆様のご質問に関しましては、議事録の記録上、ご氏名を言われた後に発言していただきますようよろしくお願いいたします。また、円滑な会議の運営

上、なるべく端的に明確なご質問にさせていただきますよう、よろしく願いいたします。如何でしょうか、何かございますでしょうか。—————よろしいですかね。では、答申書をイメージしながら、これからの協議を進めていきたいと思っておりますので、皆様もよろしく願いいたします。

〔報告事項（１）〕 _____

◎令和４年度国民健康保険特別会計決算

○会長 では、報告事項（１）「令和４年度国民健康保険特別会計決算」について、事務局より報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、令和４年度の決算について、主なものを報告させていただきます。それでは、事前にお送りしています資料の「周南市国民健康保険の現状」に基づいてご説明いたします。

まず１ページをお願いいたします。「１．国保世帯数・被保険者数の推移」です。（１）では、国保世帯数・被保険者数の加入率推移を記載しており、表の１番下が令和４年度となります。被保険者世帯数は、令和３年度と比べ、６９６世帯減の１万８千６３２世帯、同じく被保険者数は、１千４０３人減の２万６千６６２人となっており、世帯数、被保険者数、加入率ともに、年々減少傾向にあります。

３ページの「２．療養諸費の推移」です。年齢層別療養諸費の推移として、１０割の医療費総額の推移を年齢層別で記載しております。表の１番下が令和４年度の内容です。令和４年度の医療費総額は、前年度と比べ、総額で約３億５千万円の減となっております。また１人当たり費用額は、約２．４％増の４６万３千７７７円であり、これは、県内１３市の中では低い方から２番目、１２位となっております。

続きまして６ページをお願いいたします。「４．保険料の収納状況の推移」です。（１）で保険料（税）収納状況を記載しております。表の１番下が令和４年度の内容です。青色の現年分保険料の「収納率」は９５．５２％で、前年度と比べ０．９５ポイントの上昇となっております。滞納繰越分については、４．７ポイントの増となっております。

続きまして７ページをお願いいたします。「５．保健事業」についてです。（１）の特定健康診査・特定保健指導実施状況の内、上段の①で特定健康診査の状況を記載しております。令和４年度も受診率向上の取り組みとして、ナッジ理論に基づく受診勧奨通知の送付や、個別健診や人間ドックの受診期間の延長などを実施いたしました。受診率が３６．４％と、前年度と比べ１．４ポイント上昇したのは、こうした取り組みの成果が表れたものと考えています。

同じく７ページの下段、②は特定保健指導の状況です。令和４年度の実施率は、３２．６％で、こちらも前年度と比べ２．４ポイント上昇しています。

以上の令和４年度に実施した国民健康保険事業の主な内容を踏まえ、「６．」として令和４年度「決算状況」を８ページに記載しています。１番右の列が令和４年度です。令和４年度の歳入決算額は、１５２億５千９８３万４千円で、前年度と比べ約３億６千３００万円の減少、歳出決算額は、１５０億３千４９０万１千円で、前年度と比べ約３億２千６００万円の減少となりました。次に歳出の保険給付費が全体で２．８％減少し、歳入においても給付費の財源として県から交付される普通交付金を含む県支出金が２．７％減少しています。収支計算につきましては１番下の 歳入－歳出 で比較しますと、２億２千４９

3万3千円の黒字となりますが、これは、基金繰入れなどを含むものです。実質的な単年度収支は、9ページの「周南市国民健康保険特別会計単年度収支」の1番下、単年度収支の令和4年度欄に記載の通り、3億6千63万8千円の赤字となります。

同じく9ページ上段に「周南市国民健康保険基金推移」について記載しています。基金保有額は、令和4年度末で、約14億4千800万円です。

以上、令和4年度の周南市国民健康保険特別会計の決算についての報告とさせていただきます。

○会長 ただいまの事務局の報告について、ご質問はございますでしょうか。

—————では、ないということよろしいでしょうか。

〔報告事項（2）〕

◎令和5年度国民健康保険特別会計決算見込み

○会長 報告事項（2）「令和5年度国民健康保険特別会計決算見込み」について、事務局より報告をお願いします。

○事務局 令和5年度周南市国民健康保険特別会計決算見込みについてご説明します。

本編資料の6ページをお願いします。

まず、歳入についてです。保険料については、被保険者数の減少により、保険料調定額が低く推移したことなどから、令和4年度決算額と比べ6.0%減の22億1千772万4千円を見込んでいます。

基金繰入金は、保険料の引下げなどの財源とするものであり、16.9%の増加、6億8千208万5千円を見込んでいます。国庫支出金は、出産育児一時金を42万円から50万円に引き上げた影響分としての補助金など、32万7千円としています。県支出金は、保険給付費の支出に対応した普通交付金が主なものです。令和4年度と比較して、3.6%減の、105億7千71万5千円を見込んでいます。財産収入は、国民健康保険基金の預金利息です。繰入金のうち一般会計繰入金については、一般会計が負担する必要額を繰り入れるものであり、令和5年度は0.8%減の、10億3千408万5千円としています。繰越金は、令和4年度決算の繰越額です。令和3年度決算分と比較すると13.9%、3千641万7千円減少しています。これは、基金に積立られています。諸収入は、主に、令和4年度2月分保険給付費の精算による県からの還付金です。

次に、歳出です。総務費は、人件費や事務費に関する費用です。保険給付費は、医療費のうち、自己負担額を除いた療養諸費及び高額療養費、そして、出産費や葬祭費等の費用を含めたものです。令和4前年度と比べ2.6%減の103億5千294万1千円を見込んでおります。国民健康保険事業費納付金は、前年度比1.9%減の36億2千664万7千円となる見込みです。保健事業費は、特定健診や人間ドック、糖尿病性腎症重症化予防事業に係る費用です。基金積立金は、令和4年度決算の繰越金を財源として、2億2千267万1千円を積立てるものです。7諸支出金は、保険料の還付や保険給付費等交付金の返還を行うためのものです。

歳入、歳出それぞれの総額ですが、歳入は、対令和4年度比2.9%減少の148億1千549万6千円。歳出は、（対令和4年度比）1.5%減少の148億511万7千円。と見込んでいます。

以上が、令和5年度決算見込みでございます。

○会長 ただいまの事務局の報告について、ご質問はございますでしょうか。

○委員 基金の繰入金についてご質問したいと思います。年々基金から繰り入れていただいて、そして、保険料を安くしていただいており大変良いこととだと思っておりますが、今後、この基金がいつ位まで持つのか、我々の時代は良くてもこれから先足りないことがあるのか危惧されますし、国がどのような方向を示しているのかについても、もし分かれば教えていただけたらと思います。

○事務局 基金について現状で、いつまで保険料の抑制等に使えるかは、これから県が示す事業費納付金の推移、基金の保有額も今後検討しながら、見据えて、今後のことを検討していきたいと考えております。現状で、具体的にいつの段階で基金がなくなってしまうか減少していくか、いつの段階で保険料の改定を行わなければならないとか、現状で、すぐすぐ申し上げることではないかと考えております。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 今回の段階では、そういうことですね。

○会長 この業界というか、この制度は色々変更が多く、なかなか先が読みにくい分野でもありますので。他にございますでしょうか。—————それでは、次に進めさせていただきます。

〔報告事項（３）〕

◎第２期山口県国民健康保険運営方針（案）

○会長 報告事項（３）第２期山口県国民健康保険運営方針（案）の概要について、事務局より報告をお願いします。

○事務局 続きまして、別紙、一枚紙の「第２期山口県国民健康保険運営方針（素案）の概要」をご覧ください。これは、安定的な財政運営や事業の広域的・効率的な運営を推進するため、県が定めるものです。第１期運営方針の対象期間が令和５年度で終了するため、令和６年度から１１年度までを対象期間として策定するものであり、令和５年度３月の策定、公表を予定されています。それでは、第２期運営方針での主な追加点についてご説明します。

まず、「第３章、保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化」の３保険料水準の統一に向けた検討についてです。国では、今後、更に進行する被保険者の減少を踏まえ、将来にわたり安定的な財政運営を図るため、都道府県内の保険料統一の加速化を進めているところです。山口県においては、令和１２年度からの納付金ベースの統一を目指すこととし、統一に当たっては、市町の負担増に対する緩和策を講じることを示しています。市町の負担増に対する緩和策については、６、の年度間の保険料負担の調整措置においても示されています。

「第６章、医療に要する費用の適正化」の２、取り組みの方向では、医療費適正化計画と整合を図り、国保データベースシステムの利活用を通じた効果的・効率的な保健事業の実施などにより、医療費適正化の取組を進めていくとされています。

以上が第２期山口県国民健康運営方針素案の概要となります。

○会長 ただいまの事務局の報告について、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。—————それでは次に進めさせていただきます。

【次第７ 諮問事項】

○会長 では、次第7 諮問事項に入ります。

なお、答申の協議については、諮問事項2 件の審議終了後に、一括して協議したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

では、ご異議がないようですので、答申についての協議は、諮問事項の審議終了後に一括して協議したいと思います。委員の皆さんには、これから答申書をイメージしながらの審議をお願いいたします。

〔諮問事項（1）〕

◎令和6 年度周南市国民健康保険特別会計予算案について

会長 それでは、まず、諮問事項（1）「令和6 年度周南市国民健康保険特別会計予算案について」について、事務局より説明を求めます。

○事務局 それでは、諮問事項であります「令和6 年度周南市国民健康保険特別会計当初予算案」についてご説明いたします。予算書案自体は、本編資料の8 ページに掲載していますが、内容について、運営協議会別冊資料に沿って要点をご説明いたします。別冊資料1 ページの「令和6 年度 周南市国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要」をご覧ください。令和6 年度当初予算案の主なポイントについて、でございます。

ポイント1 の(1)被保険者数の減少です。令和6 年度の年度平均の被保険者数の見込みは2 万3 千7 人で、令和5 年度当初の見込みと比べて、2 千4 0 6 人、9. 5 %の減となります。これは、社会保険の適用拡大や、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行などが大きな要因であると考えています。

ポイント1 の(2)は、事業費納付金の減額です。事業費納付金は、県全体の保険給付費などの財源とするため、県が、各市町の被保険者数、所得、医療費などに応じて金額を決定し、県内各市町から集めるものです。各市町は、その財源として被保険者から国民健康保険料を賦課・徴収し、県へ納付します。令和6 年度の事業費納付金は、昨年度予算額と比べ1 億1 千2 3 2 万3 千円、3. 1 %減の3 5 億1 千4 3 2 万4 千円となっています。詳細を2 ページに記載しています。まずグラフですが、青い棒グラフが県に納める事業費納付金の金額、赤い折れ線グラフが1 人当たりの事業費納付金の金額を、それぞれ表しています。令和6 年度も前年に続き減少しており、これは、被保険者数並びに後期高齢者支援金分の減少が要因であると考えています。県全体の被保険者数は6. 8 5 %、高齢者支援金分が2. 2 3 %の減少見込みとなっています。また、令和6 年度の1 人当たり事業費納付金は、グラフの通り前年度比で増加しています。

1 ページに戻りまして、ポイント1 の(3)は、令和5 年度の保険料率等の引き下げです。収納見込額で、令和5 年度より2 億1 千4 1 8 万3 千円の減額を見込んでいます。

詳細を3 ページでご説明いたします。令和6 年度の保険料率は、上段の表の左側の県が示す標準保険料率、中央の県が示す各市町の算定方式による保険料率、右側の本市の令和5 年度の保険料率を比較し、最も低い率、金額のものを採用してします。この算定方式で、それぞれ1 番低い率や単価を採用したものが中段の表、R 6 の保険料率となります。

1 番下に、参考として、1 人当たり保険料の比較を掲載しています。市が採用する保険料率で算出した1 人当たり保険料は、1 0 万8 千3 3 円となり、標準保険料率等で算出したものと比較して、1 万8 千4 6 4 円の減額となります。

再度1ページの、ポイント1(4) 4億7千113万2千円の財源不足、基金取り崩しです。

詳細を4ページでご説明します。左側の、歳入の、保険料合計額21億8千770万円は、先ほどポイント1の(3)で説明いたしました歳入見込額です。右側の歳出の表中、科目と予算額は、保険料を財源のひとつとして支出する科目と、その当初予算額です。これから、保険料以外の財源②を減じた③の額が、保険料収入となるべき額、26億5千883万2千円となります。歳入予算額との差額、4億7千113万2千円が財源不足額となりますので、基金を当てることとなります。

再度1ページのポイント2出産育児一時金に係る後期高齢者医療から支援の開始についてです。

詳細を5ページでご説明いたします。これは、国の制度改正に伴い、子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する制度が開始されるものです。

以上ご説明いたしました概要を反映した予算案を、本編資料の8ページに記載しています。歳入歳出ともに、令和5年度当初予算に比べ約1.8%、2億8千227万4千円減の150億9千718万4千円の予算としています。

なお、制度改正として保険料の賦課限度額の引上げと軽減判定所得の見直しを予定しています。賦課限度額は現行の104万円を106万円に引上げ、軽減判定所得は5割軽減と2割軽減の判定所得基準額を上げるもので、3月議会で条例を改正する予定としています。

以上が新年度当初予算案の概要です。

最後に一点お願いがございます。本日、配付させていただいておりますこの資料につきましては、令和6年度の当初予算案が入っておりますことから、令和6年度当初予算案の公表予定であります2月13日までは部外秘でお願いいたします。

以上で、令和6年度周南市国民健康保険特別会計当初予算案の説明を終わります。

○委員長 ただいまの事務局説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。_____
_____よろしいでしょうか。それでは次に進めさせていただきます。

〔諮問事項(2)〕 _____

◎周南市国民健康保険第3期データヘルス計画(案)及び第4期特定健康診査等実施計画(案)

○会長 それでは、次に諮問事項(2)「周南市国民健康保険第3期データヘルス計画案及び第4期特定健康診査等実施計画(案)」について、事務局より説明を求めます。

○事務局 それでは、内容の説明前に、お配りしている59ページ・60ページに修正がありますので、差し替えをお願いいたします。

それでは「周南市国民健康保険第3期データヘルス計画(案)」及び「第4期特定健康診査等実施計画(案)」につきまして、ご説明させていただきます。

1ページをお開きください。まず、基本情報といたしまして、2の①に計画の趣旨を記載しております。データヘルス計画は、健康寿命の延命と医療費適正化を目的として、特定健康診査結果やレセプトなどの医療情報を分析し、健康課題を抽出した上で、効果的・効率的に保険事業を推進するための取り組みを示すものです。2ページ、中ほどにあります。

すように、本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間としております。

3ページをお願いします。現状の整理ですが、下半分からが本市の被保険者の状況になります。令和4年度の国保加入率は18.5%となっており、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行、社会保険の適用拡大等により、年々減少しております。また、右下のグラフからも、高齢者が占める割合が非常に多くなっていることがわかります。

第2期データヘルス計画の個別事業評価・考察について、5ページから7ページにまとめています。5段階で評価しており、成果指標の実績値が目標値に及ばない事業が多くあったものの、数値は年々改善しておりますので、全体としておおむね良好であったものと考えております。

8ページをお願いします。健康医療情報等の分析と課題です。①に健康・医療情報等の大分類、②に各種データの分析結果、その横に参照図表を記載しており、③の健康課題との対応は、12ページからの計画全体の表被保険者の健康課題の項目と対応しております。

まず、平均寿命等についてですが、男女ともに県・全国平均をやや下回っている状況です。次の、医療費分析では、総医療費が減少傾向にあり、被保険者数も減少している一方で、1人当たりの医療費は増加しています。下から2段目にも記載していますが、生活習慣病が医療費全体の54%を占めており、その中でも重篤な合併症の原因となる糖尿病が10%、高血圧性疾患が6%、脂質異常症が6%となっています。1番下の段、人工透析新規患者数は平成30年度から減少傾向でしたが、令和4年度に増加しています。

続いて、特定健康診査の健診データの分析です。9ページをお願いします。令和4年度の実診率目標値は55%でしたが、実績は36.4%で県平均は上回っているものの、全国平均を下回っています。健診結果から、男女ともに血圧、血糖、ヘモグロビンエーワンシー(HbA1c)に有所見のある割合が多くなっています。

10ページをお願いします。特定保健指導等の健診データの分析ですが、現在把握している令和3年度の全国平均と比較すると、県・全国平均を上回っています。次の健診・レセプトの突合分析によりますと、生活習慣病治療中の者の中には、コントロール不良の者が一定程度存在していることがわかります。また、健診未受診者の内、生活習慣病で治療中の者は39.2%、医療機関の受診歴もなく健康状態が不明の者は24.5%となっています。

11ページの、介護費関係の分析の要介護・要支援認定者の有病状況では、心臓病、高血圧、筋)・骨格の順に高くなっています。

12、13ページを見開いていただき、1つの表としてご覧ください。ここでは、計画全体として、矢印で計画全体の相関関係を表しています。先ほどご説明いたしました健康医療情報等の、分析と課題の健康・医療情報等の大分類、各種データの分析結果から、表の左上の優先する健康課題を示し、表の右上では、その健康課題が、どのデータヘルス計画全体における目標となっているかを示し、目的達成のための評価指標と目標値をそれぞれ記載しています。また、右下の表では目標を達成するための8つの個別の保健事業を記載しており、事業番号ごとに、次の14ページからお示ししています。

14ページをお願いします。個別の保健事業です。個別の保健事業について、事業番号ごとに説明いたします。

事業番号1. 特定健康診査受診率向上対策事業です。事業の目的は、特定健診により、生活習慣病や生活習慣病を起因とする疾患を早期発見し、重症化の予防につなげることで、今後の目標値として、アウトカム指標を健診受診率とし、目標値を60%としております。目標を達成するための主な戦略といたしまして、従来の勧奨方法に加えて、ボリュームゾーンの65から74歳の対象者に対する積極的な受診勧奨、事業主健診の勧奨を拡大、特定健診に特化したウェブサイトの運用・予約方法の簡素化、医療機関に対するみなし健診の協力依頼、などを考えています。

16ページをお願いします。事業番号2. 特定健康診査早期介入事業です。事業の目的ですが、特定健康診査受診率の向上のため、法定報告対象の40代になる以前から受診に関心を持ち、継続的な受診を習慣化してもらうことです。今後の目標値として、アウトカム指標を、40代の健診受診率並びに30代の健診受診者数とし、目標値は、受診率を15%、受診者数を60人としております。目標を達成するための主な戦略といたしまして、ウェブサイトを活用し若年層へのアプローチを強化、前年度に30代で受診申込のあった被保険者に対し40歳到達年に個別の受診勧奨、などを考えています。

18ページをお願いします。事業番号3. 特定保健指導の推進事業です。事業の目的は、利用者が主体的に生活習慣の改善に取り組み、自己の健康管理の習慣作りにつなげることです。今後の目標値は、アウトカム指標を特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率並びに特定保健指導対象者の減少率とし、減少率を増加させることとしております。目標を達成するための主な戦略として、従来の勧奨方法に加え、特定保健指導について医療機関に協力を依頼する、利用勧奨を健診終了後早期の段階で行う、特定保健指導を利用しやすいよう勧奨資材を改良、利用者に翌年度のフォローアップ、などを考えています。

20ページをお願いします。事業番号4. 医療費適正化の推進事業、後発医薬品の利用促進です。事業の目的は、後発医薬品の利用を促進し、被保険者の自己負担の軽減及び医療費の適正化を図ることです。今後の目標値として、アウトカム指標を後発医薬品使用割合とし、目標値を85%としております。目標を達成するための主な戦略として、従来の勧奨方法に加えて、令和4年度から導入されたリフィル処方箋の普及促進のための周知を行うことなどを考えています。

22ページをお願いします。事業番号5. 医療費適正化の推進事業（適正受診・適正服薬）についてです。事業の目的ですが、適正受診、適正服薬指導等を行い、被保険者に適正な受診行動を促すとともに、生活の質の維持・向上、医療費の適正化を図ることです。今後の目標値として、アウトカム指標を医療費の減少率とし、目標値を15%としております。目標を達成するための主な戦略として、重複・頻回受診者及び重複・多剤投与者に対し個別訪問指導や通知発送などを行うことなどを考えています。

24ページをお願いします。事業番号6. 重症化予防推進事業、健診異常値放置者への受診勧奨についてです。事業の目的ですが、生活習慣病の発症、重症化の予防をすることです。今後の目標値として、アウトカム指標は、高血糖者の割合、腎機能低下者の割合は増加させない、高血圧者の割合は減少させることとしております。目標を達成するための主な戦略といたしまして、ハイリスク者へ受診勧奨通知送付後、早期に訪問や電話で直接勧奨することで、受診の必要性を正しく理解させることなどを考えています。

26ページをお願いします。事業番号7. 重症化予防推進事業、糖尿病治療中断者への

受診勧奨についてです。事業の目的は、生活習慣病の発症、重症化の予防をすることです。今後の目標値として、アウトカム指標はヘモグロビン エーワンシー（HbA1c）6.5%以上の者のうち、糖尿病のレセプトがない者の割合を減少させることとしております。目標を達成するための主な戦略といたしまして、対象者となった者へ通知送付後、早期に訪問や電話で受診勧奨を行い、不在の場合も放置することなく、粘り強く対応していくことなどを考えています。

28ページをお願いします。事業番号8. 糖尿病性腎症重症化予防推進事業についてです。保健指導は、糖尿病専門医のいる市内2か所の医療機関で実施しています。事業の目的は、生活習慣病の発症、重症化予防です。今後の目標値として、アウトカム指標をヘモグロビン エーワンシー（HbA1c）8.0%以上の者の割合は1.1%、イージー エフ アール（eGFR）の改善率は70.0%、生活習慣改善率は80.0%としております。目標を達成するための主な戦略といたしまして、糖尿病性腎症のハイリスク者を適切に保健指導につなげるため、かかりつけ医の理解と協力を得ること、対象者への案内や勧奨を工夫することなどを考えています。

30ページをお願いします。その他として、データヘルス計画の評価、公表、個人情報の取り扱い、地域包括ケアに係る取組について記載しています。

第4期特定健康診査等実施計画案につきましては、特定健康診査及び特定保健指導の成果目標や実施に関する基本的な事項について定めるもので、59ページから記載しております。

以上で、説明を終わります。

なお、この計画案につきましては、本日いただくご意見を参考に修正する場合以外に、方向性を変えない範囲での微調整による修正が発生することがございますので、ご了承いただけたらと思います。最終的には、3月に完成の予定としています。

以上で、「周南市国民健康保険第3期データヘルス計画（案）」及び「第4期特定健康診査等実施計画（案）」についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○会長 結構多くの分量の説明、丁寧にありがとうございます。ただいまの事務局説明について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○委員 14ページの特定健康診査受診向上対策事業について、お願いがありまして、ご報告させていただきたいと思います。私の保険者、全国健康保険協会でも、特定健康診査の事業を行っておりまして、加入者、被扶養者、ご家族の方に対して特定健康診査を行っているんですが、周南市の対象者が約5千人ほどいらっしゃいまして、毎年、周南市にご協力いただきながら、がん検診と同時実施を一緒にさせていただいて受診率向上に取り組んでいるところですが、協会けんぽの受診率についてはなかなか周南市と同じで伸び悩んでおりまして、30%もいかないような状況で、毎年がん検診と同時実施を行っていただいていることで、なんとか維持しているというような状況であります。今年度についても、がん検診と同時実施の日数を増やしていただきながら、昨年度よりも実施人数を増やすことができましたこと、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。引き続き、来年度も同時実施のご協力を頂ければと思い、この場を借りてのご報告と、あと、特定健診もそうなんですが、がん検診の受診率が山口県全体でも低い状況で、そのなかでも、婦人科健診、子宮がん検診とか乳がん検診が全国区で最下位に近

い順位になっておりますので、ぜひ、特定健診と併せてがん検診の取り組みも一緒に引き続き取り組んでいただければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○会長 ご意見ありがとうございます。

○委員 健診率のアップとか、健康寿命とか言われる中で、長野県などは一気に健康寿命もアップしているんですけど、そういう、際立ったアクションをしないと、これは、一応ウェブサイトとか色々書いてあるんですけども、なかなか見られなかったり、市民に伝わらない面が多いので、改善がなされないと、色んな受診率というものがアップしないんじゃないかと思います。それともう一点、ジェネリック薬品の使用をアップするというのがありますけれども、あまり頼りすぎると、不適正な場合があって、今、薬の足りない状態になっているのは問題ではないかなと思っております。

○会長 一つ目は、ご質問、

○委員 一つ目は質問。

○会長 二つ目はご意見でしょうか。

○委員 二つ目は意見。

○会長 一つ目に関しまして、ご質問ということですので、ご回答いただけますでしょうか。受診率の向上に関して。

○事務局 ご意見ありがとうございます。今挙げさせていただいている向上対策、確かに仰っていただくように、全体的に伸び悩んでいるという状況がございます。中でも、周南市の中で特定健診の受診率が伸び悩んでいるもの、対して、受診率が高い自治体と比べてみたときに、特定健診の受診率が高い自治体は通院中の方でも、そのデータを「みなし健診」という言い方をしているんですけども、市町に提供して下さったりという状況がございます。一方、周南市に関しては、その、みなし健診の普及がまだ至らないという部分もありますので、その部分を、この度のデータヘルス計画にも掲げさせていただいているんですけども、強く推進していけたらなという風に、今考えているところです。それから、ジェネリックに関して、ご意見ありがとうございます。

○会長 いかがでしょうか、ご回答にあたって。

○委員 市民にアピールするようなインパクトのあるアクション、これ以外のツールを使うとか、検討していただければと思います。

○会長 といった要望ですね。はい、ありがとうございます。なにかコメントございますか。

○事務局 しっかり、様々な自治体の状況をみながら、アピールしていける方法を考えさせていただきます。また、皆様からも、何か良いご意見がありましたら、都度都度教えていただけたらと思いますので、よろしく願いします。

○会長 一言だけ、長野県の事例が出ましたんで、以前、保健に関しまして長野の研究をしに行ったことがありまして、端的に言うと、有名な総合病院の先生がされている、病院がずっと下支えしているというのがあります。結論から言いますと、結局、保健師さんの役割が非常に重要であったということが、導かれるところです。それと、特にその総合病院の近くにありますが、地域の自治体、エリアに関しまして言うと、医療系の方々が住民の内の4分の1を占めているということから、生活の中に病院にかからなくても日頃から周りでそういった習慣ができていくというようなバックボーンがあるという、特殊な、長

野県は事例があります。ぴんころ地蔵とか、をモチーフにして浸透させていく、紙芝居、踊りも含めて保健事業を浸透させていくというような、非常に、地に根付いているような、テクニカルなことをされていることも、自治体等がありますので、参考になればという風に思います。では、どうぞご質問ください。

○委員 質問ではないんですけど、健診率を上げる、どうしたらいいのかなど。いつもこの会に参加する度に健診率が低いということは毎回言われておられて、ウェブサイトとか電話とかも一つの方法だと思いますし、健診の日程が1年に1回の受診の知らせが来るだけで、健診しなければ、電話が掛かってくるということなんですけど、国保新聞を月に何回か来ているので、以前、見たときに、「特定健診をしましょう」というのが見える、小さい、机の上に置く登り旗で「特定健診を受けましょう」とか「がん検診を受けましょう」というのを、市役所の窓口とか、医療機関の受付とかに置いておいてもらって、特定健診という言葉が目につれば、「あ、受けてない」とか「受けなくちゃ」っていうような意識が少し持てるのかなど思ったりするんですね。その新聞を見て、ああなるほど、そういうことも一つの方法としてあるのかなど思いました。質問ではないんですけど、どうでしょうかということですか。

○会長 これは、ご意見ということですね。何かご意見を参考にさせていただければと思います。他にございますでしょうか。即座に解決するというようなテーマではないと思いますが、我々も含めて、そういったところの浸透に、また良き提案がありましたら、この会議だけではなく日頃からでも、何かあればアドバイスを頂ければ幸いに存じます。では、よろしいですか。—————それでは、次に移らせていただきます。

【次第8 答申について】

◎答申について

○会長 それでは、諮問事項に対する意見などが出揃ったようですので、次第8として答申書の協議に入りたいと思います。ただいまの意見などから、ご意見等ございますでしょうか。—————先ほどの受診率に関しましては、多分、何らかの、加えることが必要なのかなどと思いますが、それ以外に関しましてはよろしいですかね。—————それでは、特にないようでしたら、異議なしということでよろしいでしょうか。—————では、付帯意見もありませんね。それでは次に進めさせていただきます。

【次第9 その他】

◎その他

○会長 最後に次第9、その他として、委員の皆様又は事務局から何かございますでしょうか。

(事務局から、発言の申し出)

○会長 はい、お願いいたします。

○事務局 事務局からのお願いでございますが、本協議会の委員の任期が、令和7年4月20日までとなっています。残りの期間も引き続きご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、任期中に委員を交代される場合は、手続きのために、大変恐縮ですが、事務局にご連絡をいただくようお願いいたします。以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。よろしいですか。—————ないようでしたら、以上を持ちまして、本日の協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございます。

【次第10 閉会】—————

○事務局 会長、ありがとうございました。ここで、健康医療部長よりお礼を申し上げます。

○健康医療部長 本日は会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございます。本日いただいた貴重なご意見につきましては、今後の国民健康保険の運営についてですね、十分に活かしていきたいと思っています。国民健康保険制度は、ご高齢の方が多い、それに伴って当然医療を必要とされる方が多い、それもありますし、無職の方、そういったことで、非常に制度自体が不安定、脆弱性があるという風に言われております。国もそうですが、地方の今後の高齢化の進展で国民皆保険の制度、これを支える国民健康保険この制度は一層重要なものであるという風に思っております。今後も、多様な意見をお持ちの皆様方から、広くご意見を伺いながら、本市の国民健康保険の健全な運営努めて参りたいと思っております。引き続き、ご指導を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

○事務局 以上をもちまして、令和5年度第1回周南市国民健康保険運営協議会の日程をすべて終了いたします。本日は、長時間にわたり、お忙しい中、誠にありがとうございました。お帰りの際は、お気を付けてお帰りください。

◎午後 4時12分 閉会